

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部  
を改正する規則の制定について

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「田島支援学校」の次に「、田島支援学校桜校」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

体育館の半面を利用する場合の使用料の額を定めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号 (第1条～第18条 略) 別表(第10条関係)</p>	<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号 (第1条～第18条 略) 別表(第10条関係)</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 438 826 523">学校名</th> <th data-bbox="835 438 1066 523">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> </table>	学校名	金額 (1時間当たり)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 438 1823 523">学校名</th> <th data-bbox="1832 438 2063 523">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> </table>	学校名	金額 (1時間当たり)
学校名	金額 (1時間当たり)				
学校名	金額 (1時間当たり)				
(略)					
<p>殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、苧宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、西高津中学校、平中学校、金程中学校、王禅寺中央中学校、豊学校、中央支援学校、田島支援学校、<u>田島支援学校桜校</u></p>	<p>250円</p>				
(略)					
<p><u>備考 体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする。</u></p>					